

佐賀県訓令甲第五号

県土づくり本部

各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条に次の一項を加える。

4 武雄土木事務所九州新幹線西九州ルート整備推進室に室長を置く。

第二条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 室長は、上司の命を受けて、室の事務を総括する。

第三条第一項第十四号の二十二の次に次の八号を加える。

十四の二十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）第五条の規定による基礎調査のための土地の立入り及び一時使用に関すること。

十四の二十四 土砂災害防止法第十三条の規定による既に特定開発行為に着手している旨の届出の受理等に関すること。

十四の二十五 土砂災害防止法第十七条第一項の規定による工事完了の届出の受理に関すること。

十四の二十六 土砂災害防止法第十九条の規定による特定開発行為に係る工事の廃止の届出の受理に関すること。

十四の二十七 土砂災害防止法第二十一条の規定による立入検査に関すること。

十四の二十八 土砂災害防止法第九条第一項の許可を受けた者に対し、同法第二十二条の規定による報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。

十四の二十九 佐賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成二十二年佐賀県規則第四号。以下「土砂災害防止法施行細則」という。）第七条の住所・氏名等変更届出書の受理に関すること。

十四の三十 土砂災害防止法施行細則第八条の特定開発行為地位承継届出書の受理に関すること。

第三条第一項第二十六号中「第三十一条の二第二項第十三号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八」に、「第六十二条の三第四項第十三号八」を「第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同項第二十七号の四の次に次の二号を加える。

二十七の五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「長期優良住宅法」という。）第六条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の認定（共同住宅及び登録住宅性能評価機関の適合審査を受けていない住宅に係る長期優良住宅建築等計画に係るものを除く。）に関すること。

二十七の六 長期優良住宅法第十条の規定による地位の承継の承認に関すること。

第四条第一項中「、第七号及び第九号から第十一号までに関する事項（別記様式第二号による。）、第十四号に関する事項（別記様式第二号による。）」はその月分を翌月五日までに「を削る。」

別記様式第一号中

密 線	河 三
名	

を

河 三	名
--------	---

に改め、同

様式の次に次の様式を加える。

様式第1号の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

土木事務所長

通行制限報告書

制限内容			
路線名		制限理由	
制限箇所			
制限延長			
制限期間		制限時間帯	
工事中止期間			
	路上工事縮減期間		
制限時間帯以外及び休止期間の開放状況			
迂回路の有無			

発注者		担当者 電話	
施工者		担当者 電話 緊急連絡先	

別記様式第二号及び別記様式第三号を次のように改める。

様式第2号及び様式第3号 削除

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。